

「アプリつみたて（通帳不発行型貯蓄預金）」に関する特約

令和2年4月1日改定

この特約は、「アプリつみたて（通帳不発行型貯蓄預金）（以下「この預金」といいます。）」に関し、「貯蓄預金規定」および「ぎふしん貯蓄預金スイングサービス規定」にかかわらず、取り扱う事項を定めたものです。

この特約に定めがない事項に関しては、各規定により取り扱います。

1. 貯蓄預金に関する事項

- (1) この預金は、通帳不発行型の預金です。
- (2) この預金は、通帳を利用して預入れ、払戻し、解約はできません。
- (3) この預金の解約金は、振替元口座（ぎふしん貯蓄預金スイングサービスの指定口座の普通預金）（以下普通預金という）に入金することとします。

2. ぎふしん貯蓄預金スイングサービスに関する事項

- (1) 振替指定日は毎月18日とします。
- (2) 振替単位と1回当りの振替限度額は同額とし、1万円、2万円、3万円、5万円の4種類とします。（積立金額）
- (3) 振替ラインは10万円とします。
- (4) 普通預金からこの預金へ振替（以下順スイングといいます）する時、順スイング後、この預金の残高が10万円未満であっても、順スイングします。
- (5) 逆スイングは、取り扱いできません。
- (6) このサービスの停止、中断、再開、普通預金の変更は、取り扱いできません。

3. 「アプリつみたて（通帳不発行型貯蓄預金）」に関する特約の変更

- (1) 本特約は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本特約の各条項およびサービス内容、その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。
- (2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約内容をアプリバンキング、インターネット、店頭表示、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。